

# 運営指導課通信

vol.6

全ての  
事業所が対象

報告期限  
7月31日

## 情報公表システムによる 事業所等の情報の報告（承認申請）

はお済ですか??



すでに報告済の  
事業所についても、  
毎年度、更新が  
必要です。

指定障がい福祉サービス事業所の情報等は、  
国が運用する障がい福祉サービス情報公表  
システムによる公表が義務付けられています  
ので、7月31日までに情報公表システム

<http://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

による登録・更新を行ってください。